

◆ 第4次三豊市男女共同参画プラン施策の具体的取り組み状況一覧(施策体系別:令和6年度実績)

【評価段階】 ◎…達成(非常に良い) ○…達成 △…改善したが目標には届かなかった ×…未達成

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課
						具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値	
1	I 人権の尊重	1 誰もが人権を尊重する社会の実現	(1) 人権を尊重する意識づくり	ア 人権に配慮した広報・啓発の推進	<p>(ア)市の刊行物及び広報紙やホームページに掲載する記事や文章については、人権に配慮した表現や男女の不平等感がない内容及び表現に努めます。</p> <p>(イ)「人権・同和問題講演会」の実施など、広報・啓発活動を推進します。</p>	(ア)女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	(ア)随時	○	(ア)女性に対する偏向的な内容になっていないか、全庁をとおして男女共同参画の視点に立った表現を意識づけした。	(ア)女性の人権に配慮した表現を意識するとともに、男性に対しても不平等感のない内容及び表現を推進していく。	(ア)随時	全庁各課
						(ア)掲載内容については、女性の人権に配慮した表現になっているかなど、随時チェックを実施。	(ア)一	○	ホームページ・広報紙などの掲載内容については、人権に配慮した表現がされているか、男女の役割分担意識を平等に表現できているかなど、原稿から校正まで課内の編集会議でチェックしている。	(ア)掲載内容については、女性の人権に配慮した表現になっているかなど、随時チェックを実施する。	(ア)一	秘書課
						(イ)人権・同和問題講演会を実施する。	(イ)参加者数 600人	○	(イ)人権・同和問題講演会を8月20日に実施した。参加者は542人であり、令和6年度目標値をほぼ達成したと言える人が参加した。	(イ)人権・同和問題講演会を実施する。	(イ)参加者数 250人 ※会場の定員が250名程度のため	人権課
2	I 人権の尊重	1 誰もが人権を尊重する社会の実現	(1) 人権を尊重する意識づくり	イ 各種メディアにおける人権尊重への取組	<p>(ア)インターネットにおける自治体合同による差別書き込み監視を取り組むとともに、人権尊重に向けた啓発を推進します。</p> <p>(イ)学校教育において、授業や講演会、研修会を通じて、児童・生徒のメディアリテラシーや情報モラルの育成を図ります。</p> <p>(ウ)少年育成センターを中心に、学校、家庭、地域と連携し「白ポスト」の活用により、性に関する有害環境浄化活動を推進します。</p>	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。ホームページ以外の媒体を活用しての啓発活動を検討する。	(ア)差別書き込みの監視回数 月2回以上	○	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施した。	(ア)自治体合同の差別書き込み監視を継続して実施する。ホームページ以外の媒体を活用しての啓発活動を検討する。	(ア)差別書き込みの監視回数 月2回以上	人権課
						(ア)ネット上で差別書き込みを見すれば、人権課を通してプロバイダーに対し削除要請を行う。	(ア)随時 (イ)年2回以上	○	職員がネット上の差別表現や差別助長表現を注意し、問題があると思われれば、人権課に通報している。人権学習、道徳及び社会科の授業の実施について、教員からの相談があれば、人権教育指導員が指導、助言を行っている。	(ア)ネット上で差別書き込みを見すれば、人権課を通してプロバイダーに対し削除要請を行う。	(ア)随時 (イ)年2回以上	学校教育課
						旧7町ごとに環境浄化活動として、有害図書・ビデオ・DVD等を毎月、市内17か所に設置してある「白ポスト」から回収し、処分する。	月1回	◎	令和6年度は、1,460個の回収状況である。毎月、地区別に回収し、処分を続けています。	旧7町ごとに有害環境浄化活動として、有害図書・ビデオ・DVD等を市内17か所に設置してある「白ポスト」から回収し、処分する。	月1回	生涯学習課
3	I 人権の尊重	1 誰もが人権を尊重する社会の実現	(1) 人権を尊重する意識づくり	ウ 相談業務の推進	<p>(ア)人権擁護委員による相談事業や広報活動をはじめ、民生委員・児童委員の相談業務などを推進します。</p>	(ア)人権擁護委員の人権相談の継続的な実施及び相談者への紹介を行う。	(ア)相談事業 月1回 広報掲載 1回以上	○	(ア)毎月、市内数カ所の本庁及び各支所、市内施設において、人権擁護委員による人権相談を実施し、広報等でも周知を行った。	(ア)人権擁護委員の人権相談の継続的な実施及び相談者への紹介を行う。	(ア)相談事業 月1回 広報掲載 1回以上	人権課
						民生委員・児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	(ア)月1回	○	民生委員・児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施した。	民生委員・児童委員が普段の見守り活動(高齢者等)の中で相談に応じる。		福祉課
4	I 人権の尊重	1 誰もが人権を尊重する社会の実現	(2) 性の多様性に対する理解の普及	ア 性の多様性に関する理解の普及	<p>(ア)様々なマイナリティを含む多様な人材を積極的に活用する市のダイバーシティ対策について、市の広報紙やホームページ等を活用して周知します。</p> <p>(イ)当事者団体を交えた研修会や座談会を実施し、市内における性の多様性についての理解を促進します。</p> <p>(ウ)「LGBTQ啓発講演会」の開催をはじめ、市の広報紙やホームページ、ポスター等を活用した情報の提供に努め、性の多様性についての理解を促進するとともに、アライの人数を増やします。</p>	(ア)さまざまなマイナリティを含む多様な人材を積極的に活用できるよう、市民に広報やホームページ等で周知する。	(ア)広報6月号やホームページ等に記事を掲載した。	○	(ア)広報6月号やホームページ等に記事を掲載した。	(ア)さまざまなマイナリティを含む多様な人材を積極的に活用できるよう、市民に広報やホームページ等で周知する。	(ア)広報・ホームページ掲載 2回以上	人権課
						(イ)当事者団体を交えた研修会・座談会の実施。	(イ)実施回数 1回以上	○	(イ)講演会「当事者の声から学ぶLGBTQ+セミナー」開催時に、当事者団体(プラウド香川)との講話とグループワークを実施した。	(イ)当事者団体を交えた研修会・座談会の実施。	(イ)実施回数 1回以上	
5	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	ア 若年層に向けた啓発活動の推進	<p>(ア)市の広報紙やホームページを活用して、若年層の「性暴力被害予防月間(4月)」等の周知や相談窓口をホームページ等に掲載し、意識啓発を図る。</p> <p>(イ)児童・生徒がSNS等に惑わされることなく、保健体育科や道徳科、学活等の授業で性に対する適切な態度や行動を育成するとともに、関係機関と連携した啓発活動を推進します。</p>	(ア)若年層の性暴力被害予防月間に合わせて、内容の周知や相談窓口をホームページ等に掲載し、意識啓発を図る。	(ア)広報4月号に掲載 ホームページ更新 1回	○	(ア)若年層の性暴力被害予防月間である4月の広報紙に周知記事を掲載するとともにホームページで内容や相談窓口を周知した。	(ア)若年層の性暴力被害予防月間に合わせて、内容の周知や相談窓口をホームページ等に掲載し、意識啓発を図る。	(ア)広報4月号に掲載 ホームページ更新 1回	人権課
						児童・生徒が授業で正しい知識を身に付け、SNSに惑わされることなく適切な行動を取ることができるよう、関係機関と連携した啓発活動を推進する。	年2回以上	○	学校の実態に応じて、講師派遣等の協力を得て、加害者にならないための情報モラル、被害者とならないための情報リテラシーに関する講演会等を実施している。特に無意識のうちに差別や偏見を拡散しないようにネット上の情報の真偽を判断できる能力の育成が求められている。	児童・生徒が授業で正しい知識を身に付け、SNSに惑わされることなく適切な行動を取ることができるように、関係機関と連携した啓発活動を推進する。	年2回以上	学校教育課

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値
6	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	イ 広報・啓発活動の推進	<p>(ア) 庁内関係課が連携し「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)」や相談窓口について、市の広報紙等を活用して周知します。</p> <p>(イ) 香川県子ども女性相談センター等のDV関連リーフレットやカードを窓口に設置し「ストーカー規制法」「配偶者暴力防止法」等関連法律の趣旨や内容を周知します。</p>	<p>(ア) 女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)の概要、相談窓口について周知する。</p> <p>(イ) 香川県子ども女性相談センター等のDV関連リーフレットやカードを窓口に設置し、啓発を行います。</p>	<p>(ア) 広報11月号に掲載</p> <p>(イ) 窓口用100枚</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>(ア) 広報11月号やホームページにて内容や相談窓口を周知した。</p> <p>(イ) 香川県子ども女性相談センター等のDV関連リーフレットやカードを窓口に設置し、来客者へ周知・啓発に努めた。また、女性相談時にリーフレット等を活用し、必要な情報の周知を行った。</p>	<p>(ア) 女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)の概要、相談窓口について周知する。</p> <p>(イ) 香川県子ども女性相談センター等のDV関連リーフレットやカードを窓口に設置し、啓発を行います。思春期相談に合わせてデータDVに関する情報を市のホームページに載せる。</p>	<p>(ア) 広報11月号に掲載</p> <p>(イ) 窓口用100枚</p>	人権課
7	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	ウ DVの早期発見・対応に向けた取組	<p>(ア) 市の広報紙やホームページを活用した広報やイベント、街頭キャンペーンを利用したリーフレットやカードの配布、カード設置場所の増設などを通じて、市民の通報義務の規定を市民に周知し、DVの早期発見、対応につなげます。</p>	<p>(ア) 女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、街頭キャンペーンを実施。</p> <p>(ア) 市の広報やホームページ、街頭キャンペーンにおいて、周知・啓発を行います。</p>	<p>(ア) 年1回</p> <p>—</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>(ア) 子育て支援課主催の「児童虐待防止街頭啓発キャンペーン」と共同で、「女性に対する暴力をなくす運動」のチラシ等をゆめタウン三豊で配布し、啓発を行った。</p> <p>(ア) 広報11月号に関連記事を掲載。人権課とともに、11月にゆめタウン三豊において街頭キャンペーンを行い、チラシ・グッズ等の配布により、関心を持つ機会とし広く市民に啓発を行った。</p>	<p>(ア) 女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、街頭キャンペーンを実施。</p> <p>(ア) 市の広報やホームページ、街頭キャンペーンにおいて、周知・啓発を行います。</p>	<p>(ア) 年1回</p> <p>—</p>	人権課
8	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	エ 児童・高齢者・障害者等への虐待防止に向けた啓発活動	<p>(ア) 児童・高齢者・障害者等への虐待防止に向けて、市の広報紙やメール、ホームページを活用した広報・啓発活動を推進します。</p> <p>(イ) イベントや11月開催の街頭キャンペーン時にリーフレットや啓発資料を配布し、虐待防止につなげます。</p> <p>(ア) 広報、ホームページで虐待に関する普及啓発を行う。</p> <p>(イ) 障害者虐待のリーフレットを市内の障害者支援施設や病院等へ向けて配布・説明を行い、普及啓発及び各機関との関係構築を図る。</p> <p>(ア) 11月開催予定の街頭キャンペーン時に、リーフレットや啓発資料を配布し、周知・啓発を行います。</p> <p>(ア) 広報、ホームページで虐待に関する普及啓発を行う。</p> <p>(イ) 虐待防止の普及啓発資料等を介護の日等のイベント時に配布する。</p>	<p>(ア) 広報、ホームページで障害者虐待に関する普及啓発を行う。</p> <p>(イ) 5か所以上の機関に配布</p> <p>—</p> <p>(ア) 虐待防止の普及啓発資料配布 100人</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>○</p>	<p>広報、ホームページで障害者虐待に関する普及啓発を行った。障害者に関する各種イベントや行事の際にリーフレットの配布・説明を行った。事業所向けに障害者虐待に関する研修を行い、各家庭での早期発見や事業所での虐待防止の啓発を行った。</p> <p>(イ) 11月開催予定の街頭キャンペーン時に、リーフレットや啓発資料を配布するなど、啓発活動を実施した。</p> <p>(ア) 広報、ホームページで虐待に関する普及啓発を行った。市内介護事業所職員向けに虐待対応研修を行った。</p> <p>(イ) 虐待防止の普及啓発資料等を介護の日等のイベント時や出前講座などで配布した。</p>	<p>広報、ホームページ、リーフレット配布等で障害者虐待に関する普及啓発を行った。事業所向けに障害者虐待に関する研修を行い、各家庭での早期発見や事業所での虐待防止の啓発を行う。</p> <p>(イ) 11月開催予定の街頭キャンペーン時に、リーフレットや啓発資料を配布し、周知・啓発を行う。</p> <p>(ア) 広報、ホームページで虐待に関する普及啓発を行う。</p> <p>(イ) 虐待防止の普及啓発のためイベント時にリーフレットや啓発資料を配布する。</p>	<p>随時</p> <p>—</p> <p>子育て支援課</p>		
9	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	オ 高齢者虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組	<p>(ア) 「高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいて対応するとともに、困難な事例は香川県虐待対応専門職チームと連携して対応します。</p> <p>(イ) 地域での見守り等による早期発見に努めるとともに、虐待に関する通報・相談を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応します。</p> <p>(ウ) 成年後見制度について、市のホームページやパンフレット等を活用して周知に努めるとともに、制度を適切に必要とする人が利用できるよう、専門職との連携を強化します。</p>	<p>(ア) 「高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいて対応するとともに、困難な事例は香川県虐待対応専門職チームと連携して対応する。</p> <p>(イ) 虐待に関する通報・相談を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応する。</p> <p>地域包括内の虐待対応研修を行う。</p> <p>(ウ) 制度利用の促進に向けて体制を整備し、相談窓口や制度についての周知を出前講座や広報紙にて実施する。中核機関や司法機関の連絡先を記載したパンフレットを市内の金融機関や商業施設に配布し、支援を必要とする人への周知と、中核機関への案内の協力を呼び掛ける。</p> <p>成年後見制度に関するテーマでセミナーを実施し、市民に制度の理解や周知を行う。</p>	<p>(ア) (イ) 高齢者虐待で緊急に対応が必要になったケースについて、時間外に虐待対応専門職チームの社会福祉士と弁護士へそれぞれ相談し、助言を受けて対応した。また、香川県虐待対応専門職チームへ講師派遣を依頼し、高齢者虐待防止に関する研修を市内の介護サービス事業所職員や居宅介護支援専門員を対象に行った。市内関係者の参加者は66名。施設管理者、介護職、相談職、医療職、介護支援専門員等と多職種向けの研修にて講義とグループワークを実施し、虐待防止のための早期発見・対応について理解を深めたり、身体拘束をしないための取組を検討した。職種や勤務体制が異なる在宅サービス事業所と入所施設の職員との交流や意見交換がなされ、虐待に対する捉え方や対応について、「今後の業務の参考になった」と等様々な意見が聞けた。</p> <p>地域包括支援センターとしては、社会福祉士が地域包括支援センター職員を対象に高齢者虐待防止研修を回実施した。</p> <p>(ウ) 制度についてホームページや広報にて周知を行った。また、任意後見制度については、司法書士による制度周知のセミナーを実施し、20名の参加があった。</p>	<p>(ア) (イ) 高齢者虐待で緊急に対応が必要になったケースについて、時間外に虐待対応専門職チームの社会福祉士と弁護士へそれぞれ相談し、助言を受けて対応する。</p> <p>(イ) 虐待に関する通報・相談を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応する。</p> <p>職員の対応力向上のため、地域包括支援センター職員向にも虐待対応研修を行う。</p> <p>(ウ) 制度利用の促進に向けて体制を整備し、相談窓口や制度についての周知を出前講座や広報紙にて実施する。中核機関や司法機関の連絡先を記載したパンフレットを市内の金融機関や商業施設に配布し、支援を必要とする人への周知と、中核機関への案内の協力を呼び掛けた。</p> <p>成年後見制度に関するテーマでセミナーを実施し、市民に制度の理解や周知を行う。</p>	<p>(ウ) セミナー参加者30名</p>	介護保険課		
10	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	カ 障害者虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組	<p>(ア) 「障害者虐待防止・対応マニュアル」に基づき迅速かつ適切に対応するとともに、対応困難事例は香川県虐待対応専門職チームと連携して適切に対応します。</p> <p>(イ) 障害者虐待進行管理会議を定期的に実施します。</p>	<p>(ア) 障害者虐待に関する相談・通報を受け付け、虐待の解消や養護者の支援等を行う。</p> <p>(イ) 福祉課で障害者虐待対応進行管理会議の実施。</p>	<p>(ア) 随時</p> <p>(イ) 年4回</p>	<p>○</p>	<p>障害者虐待防止法に基づいて、虐待の通報の受付、事実確認、虐待の解消を行った。</p> <p>福祉課で障害者虐待対応進行管理会議の実施し、虐待ケースの対応状況について定期的に点検を行う。</p>	<p>障害者虐待防止法に基づいて、虐待の通報の受付、事実確認、虐待の解消を行う。</p> <p>福祉課で障害者虐待対応進行管理会議の実施し、虐待ケースの対応状況について定期的に点検を行う。</p>	<p>随時</p>	福祉課

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値
11	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進	キ 児童虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組	(ア)「三豊市児童対策協議会」を中心に、要保護児童及び家庭への適切な支援を実施します。また住民や関係機関からの情報提供を基に、虐待の早期発見や早期対応に努め、安全の確保を優先した迅速な対応に努めます。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」を通じて、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見、予防に努めます。	(ア)要保護児童及び家庭への適切な支援を実施します。また、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携しながら、安全の確保を優先した対応に努めます。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」の実施方法について、地域連携室にアドバイスをもらい、ケースの理解を深め、支援を強化していく。	随时	◎	(ア)児童対策協議会(代表者会議1回、実務者会議年3回・ケース会議年37回開催、進行管理会議1回)において、要保護児童への支援や対応について協議を行った。住民や関係機関からの通報や情報提供を基に、早期発見・早期対応に努めた。 (イ)児童対策協議会(代表者会議・実務者会議・ケース会議・進行管理会議)を通じて、関係機関と情報を共有し、随時情報交換をしながら、それぞれの役割分担による適切な支援を行った。三豊警察署とは、協定を締結しており、相互連携の強化を図った。試行的に他市町で実施されている進行管理会議を実施。困難事例に対して、支援の切り口を参加者から提示していただき、広い視野で検討することができた。	(ア)要保護児童及び家庭への適切な支援を実施します。また、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携しながら、安全の確保を優先した対応に努める。 (イ)「児童対策協議会(実務者会議・ケース会議)」の実施方法について、地域連携室にアドバイスをもらい、ケースの理解を深め、支援を強化していく。	随时	子育て支援課
12	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(2) きめ細かな被害者支援体制の整備	ア 相談支援体制の周知	(ア)市の広報紙やホームページを活用して「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)」や「女性の人権ホットライン強化週間」について周知する。 (ア)三豊市相談ダイヤルや、各種相談窓口の周知を行います。 人権啓発週間にあわせ法務局等からの依頼により学校にポスター等を掲示して周知徹底を図っています。	(ア)「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)」や「女性の人権ホットライン強化週間」について周知する。 (ア)三豊市相談ダイヤルや、各種相談窓口の周知を行います。 人権啓発週間にあわせ法務局等からの依頼により学校にポスター等を掲示して周知徹底を図っています。	(ア)広報、ホームページに掲載 2回以上 —	○ ○	(ア)広報6月、11月号に掲載するとともに、ホームページで国や県の相談窓口の周知を行った。 (ア)市の広報や、ホームページ、庁舎のトイレに相談啓発カードを設置して周知を行った。	(ア)「女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25日)」や「女性の人権ホットライン強化週間」について周知する。 (ア)三豊市相談ダイヤルや、各種相談窓口の周知を行う。	(ア)広報、ホームページに掲載 2回以上 —	人権課 子育て支援課
13	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(2) きめ細かな被害者支援体制の整備	イ 相談支援体制の充実	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を実施するとともに、市、県、医療機関、警察、自治会等関係機関が連携し、ケースに応じた迅速で適切な対応を図ります。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、配偶者暴力相談支援センターでの援助や支援につなげます。	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を継続して実施するとともに、関係機関が連携し、適切な対応を図ります。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、今後の援助方法を検討し支援につなげます。	随时	○	(ア)三豊市相談ダイヤルを設け、児童家庭・女性相談員による相談を行った。相談者への助言、面談等、本人の意向を確認しながら、継続的な支援・対応を行った。相談電話を従来の固定電話から、携帯に変更したことにより、事務所以外の場所でも迅速に対応できるようになった。 (イ)相談内容により、香川県子ども女性相談センター等と連携し、相談者を支援した。必要時相談センターまで同行したり、地域の情報提供をセンター職員へ伝えるなど、対象者の生活実態に合わせた細やかな支援を行った。	(ア)三豊市相談ダイヤルでの電話相談を継続して実施するとともに、関係機関が連携し、適切な対応を図ります。 (イ)香川県子ども女性相談センターと連携し、今後の援助方法を検討し支援につなげます。	随时	子育て支援課
14	I 人権の尊重	2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり(DV防止市町村基本計画)重点	(3) ハラスメント防止対策の推進	ア 各種ハラスメントの防止に向けた取組	(ア)国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで積極的に発信し、市内の企業におけるハラスメントを禁止する規定の整備を促進します。 (イ)各種ハラスメントに対する理解を深めるとともに、ハラスメント防止対策を図るため、市職員を対象とした研修を実施します。 (ウ)市の広報紙やホームページを活用して、各種ハラスメントについて周知します。	(ア)国、県等からの情報をHP上等で積極的に周知する。 (ア)国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで積極的に発信し、市内の企業におけるハラスメントを禁止する規定の整備を促進します。 (イ)各種ハラスメントに対する理解を深めるとともに、ハラスメントの発生を防止するため、市職員を対象とした研修を実施します。 (ウ)市の広報紙やホームページを活用して、各種ハラスメントについて周知します。	(ア)1回以上 (イ)職員研修の継続実施 (ウ)広報、ホームページに掲載 1回以上	○ ○ ○	(ア)国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に配布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。 (イ)職員研修の継続実施 (ウ)ハラスメントについて広報11月号、ホームページにはDVIについて掲載している。	(ア)国、県等からの情報をHP上等で積極的に周知する。 (ア)国、県等からの情報をHP上等で積極的に周知する。 (イ)職員の各種ハラスメントに対する認識と理解を深めるとともに、ハラスメントの発生を防止するため、職員研修を実施する。	(ア)1回以上 (イ)職員研修の継続実施 (ウ)広報、ホームページに掲載 1回以上	産業政策課 人事課 人権課
15	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(1) 啓発活動と情報提供の充実	ア 広報・啓発活動の推進	(ア)セミナー、成人式等の開催時や市の窓口など、あらゆる機会や場所を活用して、男女共同参画プランの冊子、リーフレット等を配布します。 (イ)経営者向けセミナーをはじめ、講演会や講座など、市民、事業所向けの研修の充実を図ります。 (ウ)市の広報紙やホームページ等を活用して、家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担の見直しに向けた啓発を推進します。 (エ)市の広報紙やホームページをはじめ、市内の公共施設の展示スペース等の活用により「男女共同参画週間」を周知し、男女共同参画意識の向上を図ります。	(ア)セミナー等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布する。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーを開催する。 (ウ)広報紙、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知した。また、6月に図書館と共に「男女共同参画企画展」を行った。	(ア)配布数 100枚 (イ)1回 (ウ)1回以上 (エ)広報紙、ホームページ掲載 各1回 企画展 1回	○	(ア)窓口、セミナー開催時、ゆめタウン三豊や図書館での男女共同参画企画展においては、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布した。 (イ)NPO法人ワークライフ・コラボ代表理事の堀田真奈氏を講師に迎え、「起業は働く人の多様性にどう向き合うか?」と題した経営者向け女性活躍推進セミナーを開催した。 (ウ)広報紙、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行った。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知した。また、6月に図書館と共に「男女共同参画企画展」を行った。	(ア)セミナー等の開催時や窓口にて、男女共同参画プランの冊子・リーフレット等を配布する。 (イ)経営者向け女性活躍推進セミナーを開催する。 (ウ)広報紙、女性躍進推進セミナー等を活用し、市民に広く啓発を行う。 (エ)広報紙やホームページで週間の概要を周知し、男女共同参画への意識の向上を図る。また、図書館と共に「男女共同参画企画展」を行った。	(ア)配布数 100枚 (イ)1回 (ウ)1回以上 (エ)広報紙、ホームページ掲載 各1回 企画展 1回	人権課

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値
16	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(1) 啓発活動と情報提供の充実	イ 市民団体等への支援	(ア)市民団体等が行う男女共同参画の推進に向けた取組や性の多様性に関する啓発活動を支援します。	(ア)三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金は令和5年度で終了したが、男女共同参画事業を推進することを目的として、三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議への補助金交付及び活動支援を引き続き行う。	(ア)1団体	◎	(ア)三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議への補助金交付及び活動支援を行った。	(ア)三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動補助金は令和5年度で終了したが、男女共同参画事業を推進することを目的として、三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議への補助金交付及び活動支援を引き続き行う。	(ア)1団体	人権課
17	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(1) 啓発活動と情報提供の充実	ウ 情報の提供・発信の充実	(ア)国や県等の情報を広報紙やホームページで周知する。 (イ)広報紙やホームページの男女共同参画コーナーを充実し、国や県などのパンフレット等を配布することで、市民へ情報発信する。 (ウ)市の広報紙やホームページの男女共同参画コーナーの充実を図るとともに、国や県などのパンフレットの配布などにより、市民への情報発信に努めます。 (エ)「三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議」の事業や加入団体が開催するイベント等の情報発信を支援します。 (エ)男女共同参画に関するDVDや資料等を収集し、啓発に努めます。	(ア)男女共同参画に関する国や県等の情報を市の広報紙やホームページで周知します。 (イ)市や県などのパンフレット等を配布することで、市民へ情報発信する。 (ウ)三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体等のイベント等についての情報を収集し周知する。 (エ)男女共同参画に関するDVDや資料等を収集し、啓発に努める。	(ア)2回以上 (イ)3回以上 (ウ)2回以上 (エ)1回以上	△	(ア)国や県等の情報を広報紙やホームページで周知する。 (イ)広報紙の「目指せ男女共同参画社会」の掲載、ホームページにて各種情報提供を行った。また、国や県などのパンフレット等を配布する。 (ウ)三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体等についての情報を収集し周知する。 (エ)男女共同参画に関する資料等を収集し、啓発に努めた。	(ア)国や県等の情報を広報紙やホームページで周知する。 (イ)広報紙やホームページの男女共同参画コーナーを充実し、国や県などのパンフレット等を配布することで、市民へ情報発信する。 (ウ)三豊市男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体等についての情報を収集し周知する。 (エ)男女共同参画に関するDVDや資料等を収集し、啓発に努める。	(ア)2回以上 (イ)3回以上 (ウ)2回以上 (エ)1回以上	人権課
					男女共同参画に関する図書資料充実を図るため、配架状況を確認しながら選書・購入に努める。	30冊程度	○	図書資料(一般書・児童書あわせて31冊)を購入、市内6館1室に配架	男女共同参画に関する図書資料充実を図るため、配架状況を確認しながら選書・購入に努める。	30冊程度	生涯学習課	
18	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(2) 若い世代の心を大切にした男女共同参画の推進	ア 地域の大学と連携した男女共同参画の推進	(ア)地域の大学と「インターンシップ研修生派遣協定書」を締結し、大学の先生による放課後児童クラブ支援員向けの研修を行います。大学への働き掛けを推進し、その研修に、一人でも多くの学生に参加してもらえるよう努めます。	(ア)令和6年度から研修という形ではなく、実際に地域の大学の学生を放課後児童クラブの支援員として任用し、将来のビジョンについて考える機会としても。また、放課後児童クラブ支援員不足の解消にもつなげる。	学生の放課後児童支援員任用数4人	△	放課後児童クラブの支援員として大学生(女性2人)を任用し、クラブの人員確保ができた。また、将来のビジョンを考える機会を提供することもできた。	意欲と能力のある大学生を、放課後児童クラブの支援員として任用し、本人のキャリアアップの場としてだけでなく、クラブの活性化につなげたい。	学生の放課後児童支援員任用数4人	子育て支援課
19	II 意識の改革	3 男女共同参画の意識づくり	(2) 若い世代の心を大切にした男女共同参画の推進	イ 家庭での男女共同参画意識の向上	(ア)子どもの「家庭での手伝い」の大切さを保護者に周知し、家庭での仕事を大人と一緒にできるよう促進します。 (イ)保育所や保護者会等で人権意識を啓発する講演会や研修会を実施するとともに、「協働子育て」を呼び掛けます。 (ウ)学校だより等で保護者に男女共同参画意識を啓発します。また保護者の個性や能力を生かしたPTA活動の実施に努めます。	(ア)教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、生活調べなどを通して、家庭で一緒にできるよう工夫をする。 (イ)保育所、保護者会等で人権意識等啓発のための講演会や研修会を実施するとともに、協働子育てを呼びかける。 (ウ)家庭での仕事を大人と一緒にできるよう推進する。	(ア)保護者への啓発⇒年1回以上 (イ)講演会や研修会の開催⇒年1回以上	○	(ア)生活調べの実施が、「手伝い」の実施や保護者への啓発にもつながっており、継続して取り組みたい。 (イ)各保育所で年1回は所内研修として人権研修会を実施しており、職員に対する人権意識の向上に努めた。	(ア)教育方針の中で「手伝い」の大切さを保護者に継続的に伝え、生活調べなどを通して、家庭で一緒にできるよう工夫をする。 (イ)保育所、保護者会等で人権意識等啓発のための講演会や研修会を実施するとともに、協働子育てを呼びかける。	(ア)保護者への啓発⇒年1回以上 (イ)講演会や研修会の開催⇒年1回以上	保育幼稚園課
					家庭での仕事を大人と一緒にできるよう推進する。	年1回以上	○	夏季休業、冬季休業を活用し、児童生徒に家庭での手伝いについて考えさせた上で、取り組ませることで、取り組んだ内容については、各学校でお便り等を通じて発信した。	家庭で自分の役割をもち、家族の一員として仕事をするの大切さについて保護者に周知し、家庭において仕事を大人と一緒にできるよう推進する。	年1回以上	学校教育課	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値
20	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進	ア 男女平等の視点に立った教育・保育の推進	(ア)保育士自身が意識をもち、男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を活用した保育を実施する。 (ウ)日常生活や保育の中で、男の子だからとか女の子だからという固定概念を払拭し、遊びや活動のグループ分け、ボール等の色の選択など個人の思いを最優先した保育を行う。 (イ)社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることを目指すキャリア教育を推進します。 (ウ)教育・保育の場において、男女共同参画の視点に立った環境を整備します。 (エ)男女が共に協力して、学校行事や活動を実施できるよう取り組みます。 (オ)「望ましい勤労観、職業観」「性差の正しい理解」「生命の尊重」等、男女共同参画に関係する教材を活用した意識啓発を推進します。 (カ)家庭科の授業等で、家庭や地域の一員として、進んで行う意欲や実践力を育成します。 (オ)学級担任や図書担当職員、学校図書館司書が男女共同参画に係る図書教材の選定を行う。 (カ)家庭科の授業を通じ、衣食住、保育等について学び、家庭・地域の一員としての意識の向上と実践力を育成する。	(ア)紙芝居の活用⇒年1回以上 (ウ)一	○	(ア)普段の保育時や保護者参観時において、紙芝居を活用し、保護者や子どもたちへ男女共同参画に関する意識の向上に努めた。 (ウ)保育士自らが、「男の子だから」、「女の子だから」といった固定概念にとらわれない保育を目指し、子どもの思いを最優先した保育に努めた。	(ア)保育士自身が意識をもち、男女共同参画意識をテーマとした紙芝居を活用した保育を実施する。 (ウ)日常生活や保育の中で、男の子だからとか女の子だからという固定概念を払拭し、遊びや活動のグループ分け、ボール等の色の選択など個人の思いを最優先した保育を行う。	(ア)紙芝居の活用⇒年1回以上 (ウ)一	保育幼稚園課	
21	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進	イ 教育関係者の男女共同参画意識の向上	(ア)個性や能力を生かせる校務分掌等の役割分担に努めます。 (イ)職員研修を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	(ア)教職員が固定的な性別役割分担にとらわれることがないよう配慮し、個性や能力が発揮できる環境を整える。 (イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(ア)年間を通して実施 (イ)年1回以上	○	(ア)学校経営目標の達成に向け、教職員の能力や組織の活力が十分発揮できるよう、個々の教職員の能力・適性、職務遂行状況等を十分に把握した上、校務分掌等の役割分担を行った。また、職員研修として、各学校において人権教育指導員による人権教育に関する指導を実施したり、講演会に参加したりした。	(ア)教職員が固定的な性別役割分担にとらわれることがないよう配慮し、個性や能力が発揮できる環境を整える。 (イ)男女共同参画意識を高めるための研修を実施する。	(ア)年間を通して実施 (イ)年1回以上	学校教育課
22	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	ア 多様な学びの場への男性参加の推進	(ア)男性も参加しやすいセミナー等を企画し、参加を促進します。 (イ)男性を対象とした公民館での講座等を企画、開催し、男性の参加を促進します。	(ア)男性も参加しやすいセミナー等を企画し参加を促す。	(ア)男性参加者数が参加者数の20%以上	○	(ア)経営者向け女性活躍推進セミナーへの男性参加割合は35.7%(42名中15名)であった。	(ア)男性も参加しやすいセミナー等を企画し参加を促す。 (ア)男性参加者数が参加者数の20%以上	人権課	
23	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	イ 男女共同参画に関する情報の提供	(ア)男女共同参画に関する国や県からの情報を積極的に各種団体に提供し、意識啓発を図ります。 (イ)公民館でポスターの掲示や男女共同参画講演会の開催等を通して、市民へ情報を提供します。	(ア)県や国からの情報を各種団体へ提供する。 (ア)男女共同参画講演会は開催できなかったが、県や国からの啓発ポスターを施設内に掲示し、情報提供に努めた。	(ア)2回以上 1回以上	○ △	(ア)男女共同参画週間、香川県女性リーダー養成セミナーなどの国や県等で行われているイベントについて、関係機関や団体等へ情報提供を行った。 (ア)県や国からの情報を各種団体へ提供する。 (ア)男女共同参画に関する公民館行事の開催	(ア)2回以上 1回以上	人権課 生涯学習課	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課	
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値	
24	II 意識の改革	4 自分らしさを育む学びの場の充実 重点	(2) 多様な学びの場の充実	ウ 生涯学習の場を活用した取組	(ア)子ども会や青年団などの活動を通じて、世代間交流を含めた青少年の生涯学習を推進します。 (イ)関係課と連携して、みとよ未来図書館で「男女共同参画週間」を開催し、行政課題の発信、啓発を図ります。また、男女共同参画週間には展示図書を貸し出して、男女共同参画週間の周知に努めます。	(ア)市子連主催の「子ども広場」においては、幼児・児童の参加だけでなく、男女関係なく多くの育成者の参加を促す。 (イ)男女共同参画週間のある6月にみとよ未来図書館において、人権課と共同で男女共同参画展を開催し、男女共同参画に関する認識度の高揚や行政課題の発信、啓発に努める。	(ア)年2回以上 (イ)6月に実施	○	(ア)子ども会では「子ども広場」を年間3回開催し、男女を問わず交流活動の場を提供している。校区子ども会の活動においても、育成者や地域有志の参加があり、世代間交流の場としても機能している。 (イ)みとよ未来図書館で男女共同参画に関する企画展示として、「男女共同参画社会 in みとよ未来図書館」を人権課と共同開催 (期間:令和6年5月28日～6月11日)	(ア)市子連主催の「子ども広場」では、男女関係なく多くの育成者の参加を促すだけではなく、男女関係なく多くの育成者の参加を図る。 (イ)みとよ未来図書館で男女共同参画に関する企画展示として、「男女共同参画社会 in みとよ未来図書館」を人権課と共同開催 (期間:令和7年5月27日～6月10日)	(ア)年2回以上 (イ)5月に実施	生涯学習課	
25	III 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進	ア 政策・方針決定過程への女性参画の推進	(ア)各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼びかけを行います。 (イ)「市民に開かれた議会」を目指し、市の議会だよりやホームページ、インターネットライブ中継等の媒体で啓発活動を推進します。 (ウ)選挙に関して、常時啓発及び選挙時啓発を通じて、選挙に関する知識、関心を高め、投票を促進します。	(ア)各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼びかけるとともに女性委員比率を広報紙で公表します。 (イ)選挙に関して、常時啓発及び選挙時啓発を通じて、選挙に関する知識、関心を高め、投票を促進します。	(ア)各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼びかけるとともに女性委員比率を広報紙で公表する。 (イ)選挙に関して、常時啓発及び選挙時啓発を通じて、選挙に関する知識、関心を高め、投票を促進します。	(ア)審議会等の女性委員の割合30%	△	(ア)女性委員比率は広報みとよ2月号で公表したが、割合は目標値を達成できなかった(令和6年4月1日現在の比率:26.6%)。	(ア)各種審議会等への女性委員登用を各課へ呼びかけるとともに女性委員比率を広報紙で公表する。	(ア)審議会等の女性委員の割合30%	人権課
26	III 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進	イ 行政機関における女性参画の推進	(ア)職員に対する休暇や育児休業、時差出勤、在宅勤務等の制度を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。 (イ)全職員を対象に企画、立案能力やコミュニケーション能力の向上、ハラスメント防止等の研修を実施し、能力、資質向上を図ります。 (ウ)講演会やセミナー等、国や県等が実施する事業について庁内で周知し、参加を促進します。 (エ)人材育成研修等を通じて女性職員の管理職に対する意識改革を図り、管理職登用につなげます。 (オ)政策的重点施策セクションに若手女性職員を配置し、性別にとらわれない意見や提言による住みやすいまちづくりを推進します。	(ア・イ・エ・オ)職員のワーク・ライフ・バランス向上のため、各種休暇や育児休業等の取得促進を図る。また、多様な働き方の実現のため、引き続き時差出勤、在宅勤務等の制度を継続する。 (イ)全職員を対象に企画、立案能力やコミュニケーション能力の向上、ハラスメント防止等の研修を実施し、能力、資質向上を図ります。 (ウ)講演会やセミナー等、国や県等が実施する事業について庁内で周知し、参加を促進します。 (エ)人材育成研修等を通じて女性職員の管理職に対する意識改革を図り、管理職登用につなげます。 (オ)政策的重点施策セクションに若手女性職員を配置し、性別にとらわれない意見や提言による住みやすいまちづくりを推進します。	(ア・イ・エ)職員周知の実施 (オ)副主任級以下の女性職員配置	○	(ア・イ・エ)各種休暇や育児休業等の制度については、職員服務必携の掲示や安全衛生委員会等で周知を図ったほか、該当者からの個別の質問には適宜対応した。 (オ)副主任級以下の女性職員については、政策部に2名を配置した。なお、主任級・課長補佐級は4名配置した。	(ア・イ・エ)職員周知の実施 (オ)政策部における女性職員の割合 25%以上	人事課		
					(ウ)国や県等が実施する事業について庁内で周知する。	(ウ)2回以上	○	(ウ)対象となる関係課職員に周知した。	(ウ)国や県等が実施する事業について庁内で周知する。	(ウ)2回以上	人権課		

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値
27	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充	ア 女性の活躍促進に向けた取組	<p>(ア)国や県等からの情報を市の広報紙やホームページで紹介し、企業や団体における女性の参画を促進するとともに、性別にとらわれない管理職や役員の育成を促進します。</p> <p>(イ)内閣府男女共同参画局や厚生労働省の女性の活躍推進法特集ページ等を周知し、ポジティブ・アクションの更なる浸透を図ります。</p> <p>(ウ)賃金格差の是正や「パートタイム・有期雇用労働法」に基づく待遇の改善などについてセミナー等を開催し、経営者層の意識改革を図ります。</p>	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に頒布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。	(ア)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	産業政策課
						(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省女性の活躍推進法特集ページ等をホームページで紹介する。	(イ)2回以上 (ウ)1回以上	○	(イ)内閣府男女共同参画局及び厚生労働省女性活躍推進法特集ページについて、ホームページ等で紹介した。 (ウ)経営者や市民を対象に女性活躍推進セミナーを開催した。	(イ)内閣府男女共同参画局、厚生労働省女性の活躍推進法特集ページ等をホームページで紹介する。 (ウ)セミナー等を開催し、待遇改善の意識改革を図る。	(イ)2回以上 (ウ)1回以上	
28	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充	イ 地域で働く女性のネットワークづくり	<p>(ア)事業者交流会やヒアリングを開催し、女性事業者の意見を聞き取るとともに、地域で働く女性のネットワークづくりにつなげます。</p> <p>(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす。</p>	(ア)事業者交流会やヒアリングを開催し、女性事業者の意見を聞き取るとともに、地域で働く女性のネットワークづくりにつなげます。	(ア)1回以上	○	観光交流局と連携した事業者交流会において、女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かした。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす。	(ア)1回以上	産業政策課
						(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす。	(ア)1回以上	○	観光交流局と連携した事業者交流会において、女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かした。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす。	(ア)1回以上	
29	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	ア 農林水産業・商工自営業等における実態調査	<p>(ア)国勢調査結果や農林業センサステータ等を活用し、農林水産業や商工自営業等で働く女性の実態を調査することにより、現状を分析し課題を整理します。</p> <p>(ア)データ等を活用して、女性の現状分析を行い、参画促進を図る。</p>	(ア)各種統計調査の結果を分析し課題を整理することで、産業振興施策に活かす。	(ア)1回以上	○	国勢調査や経済センサスの結果を分析し、男女間で就業者数の差が顕著な業種等の把握に努めた。	(ア)各種統計調査の結果を分析し課題を整理することで、産業振興施策に活かす。	(ア)1回以上	産業政策課
						(ア)データ等を活用して、女性の現状分析を行い、参画促進を図る。	随時	○	(ア)農林業センサステータで把握	(ア)データ等を活用して、女性の現状分析を行い、参画促進を図る。	随時	
30	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり 重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	イ 男女共同参画に関する学習機会の提供	<p>(ア)国や県等からの男女共同参画に関する情報を市の広報紙やホームページで発信し、周知します。</p> <p>(イ)男女共同参画に関する各種研修会や講習会への幅広い層への参加を促進します。</p> <p>(ウ)各種リーダー研修会や講習会への参加を呼び掛け、農山漁村女性リーダーの育成に努めます。</p> <p>(エ)漁協女性部が結成されている漁協に、女性が主となる行事への参加を呼び掛けます。</p> <p>(エ)高齢化により活動していない。</p>	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。	(ア・イ)1回以上	○	よろず支援拠点や商工会による経営相談窓口等を通じ、男女共同参画に関する各種研修会や講習会への参加を促進した。	(ア・イ)国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。 チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図り、各種研修会や講習会への参加を促進する。	(ア・イ)1回以上	産業政策課
						(ア・イ・ウ)女性の参画や情報交換を促進し、女性リーダーの育成とその技術の伝承を図るため、R7.2.27みどり農業女子交流会を共催	随時	○	(ア・イ・ウ)女性の参画や情報交換を促進し、女性リーダーの育成を図る。 (エ)高齢化により活動していない。	(ア・イ・ウ)女性の参画や情報交換を促進し、女性リーダーの育成を図る。 (エ)高齢化により活動していない。	随時	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値
31	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	ウ 方針決定や経営への女性参画の推進	(ア) よろず支援拠点や商工会による経営相談窓口を市のホームページで周知するとともに、国や県等の啓発ちらしを配布します。 (イ) 家族経営協定締結の推進を図り、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。 (ウ) 「アグリレディインボジウム」などの各種研修会や講習会、農業女子交流会などの各種交流会への参加を呼び掛けます。 (エ) 「人・農地プラン検討会」への女性委員の起用を促進します。	(ア) 国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	○	よろず支援拠点や商工会による経営相談窓口の関係記事を市HP上で掲載するとともに、関係チラシを配布した。	(ア) 国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	産業政策課
32	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	5 女性の活躍を推進する環境づくり重点	(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進	エ 女性が活動しやすい環境づくり	(ア) 生活研究に関するグループの活動を支援するとともに、女性起業グループの県内外での広域交流を促進します。 (イ) 担い手の取組が広く展開されるよう促進するとともに、新規就農者のほか兼業農家や定年帰農者、農業女子なども含めた多様な担い手の確保、育成に努めます。 (ウ) 小学校や地域の行事で郷土料理やものづくりなどの技術の伝承を図ります。	(ア・イ) 多様な担い手の育成のため、あらゆる支援策を図る。 (ウ) 地域で受け継がれる郷土料理や特産食材の普及を図る。	(ア・イ)随時 (ウ)年5回	○	(ア) 生活研究グループ活動支援 (イ) 就農相談の実施 (ウ) 収穫体験(市内5小学校)	(ア・イ) 多様な担い手の育成のため、あらゆる支援策を図る。 (ウ) 地域で受け継がれる郷土料理や特産食材の普及を図る。	(ア・イ)随時 (ウ)年5回	農林水産課
33	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進重点	(1) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進	ア ワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信	(ア) 国や県等からの情報や「女性活躍推進法」に関する情報を市の広報紙やホームページ等で発信し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。 (イ) 女性活躍推進法特集ページ「えるぼし認定」や県ポータルサイト「かがわの女性の輝き応援団」等で「かがわ女性キラサボ宣言」を紹介します。また厚生労働省のホームページ等を活用し、イクボスに関する情報を紹介します。 (ウ) 「三豊市企業人権・同和推進協議会」や商工会等を通じて、県内で実施される管理職セミナー研修会などを市内企業に紹介し、事業主の参加を促進します。 (エ) ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、市民に向けてセミナー研修会を開催します。	(ア) 国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	○	国、県等発行のチラシ、資料等を関係機関に配布し、併せて市HPにて関係記事を掲載した。	(ア) 国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。	(ア)1回以上	産業政策課
34	Ⅲ 参画の推進 (女性活躍推進計画)	6 ワーク・ライフ・バランスの推進重点	(2) 誰もが働きやすい職場づくり	ア 職業能力開発や就業の支援	(ア) 国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信するとともに、市独自で研修会を開催し、女性デジタル人材の育成に努めます。 (イ) 市の広報紙やホームページを活用して、国や県等関係機関が開催する講座や「三豊・観音寺市合同就職説明会」「よろず支援三豊サテライト」など、再就職のための研修会の情報を積極的に発信するとともに、「非正規雇用労働者・在宅労働者の労働条件に関する法律や指針」の情報を発信します。 (ウ) ハローワークと連携して「UJターン就活支援WEBセミナー」等を開催するとともに、啓発ちらしの配布などを活用し、情報発信に努めます。 (エ) 「みとよ創業塾」を開催し、創業したい人を支援します。	(ア) 国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信する。 (イ・ウ) 国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (エ) 創業塾の開催。	(ア)1回以上 (イ・ウ)1回以上 (エ)2回 受講者40名以上	○	(ア) 国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信した。 「三豊・観音寺市合同就職説明会」や「よろず支援三豊サテライト」等、再就職に関する情報の積極的な発信に努めるとともに、「非正規雇用労働者・在宅労働者の労働条件に関する法律や指針」について、市HPにて関係情報を掲載した。 また、創業塾を年2回開催し、42名の創業支援を実施した。	(ア) 国や県等関係機関が開催する講座や研修会の情報を発信する。 (イ・ウ) 国、県等からの情報をHP上で積極的に周知する。チラシ、資料等を関係機関等に配布し、意識の高揚を図る。 (エ) 創業塾の開催。	(ア)1回以上 (イ・ウ)1回以上 (エ)2回 受講者40名以上	人権課 産業政策課

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課	
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値	
39	III 参画の推進 (女性活躍推進計画)	7 地域における女性活躍の場の拡大	(1) 地域活動における女性の参画の拡大	ア 地域における女性参画の推進	<p>(ア)地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズ配布等を通して、自治会等地域役員への女性の参画を促進します。</p> <p>(イ)「かがわ男女共同参画推進員」に、男女共同参画事業への積極的な参加を呼び掛けます。</p>	自治会と市は、互いに自立した立場を取りつつ、対等なパートナーとして住民の生活向上と地域の発展、よりよい地域環境の構築のため協力することが重要であることを、適宜必要な助言を行うよう努める。	—	○	自治会内で生じた苦情が多く寄せられたが、自治会の自主性、自立性を重んじる観点から、地方自治法に基づく適切なアドバイスを女性地域役員等へ行なうことで、自治会の円滑な運営と自治会等地域役員への女性参画に寄与することができた。	町づくり推進隊への移譲業務を継承するにあたり、女性ならではの視点や感性、きめ細やかな配慮による地域活性化が実現できるよう、積極的に女性の参画を促し、自治会内における男女共同参画を実現する。	—	総務課	
						窓口ヘリーフレット設置、地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズ配布	配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)7団体	○	市窓口、地域活動団体(各町まちづくり推進隊)7団体に啓発チラシを設置した。	窓口ヘリーフレット配置、地域活動団体(各町まちづくり推進隊)への啓発リーフレットやグッズ配布	配布地域活動団体(各町まちづくり推進隊)7団体	地域戦略課	
						(イ)推進員の男女共同参画事業への参加を呼びかける。	(イ)参加率70%	◎	(イ)かがわ男女共同参画推進員は、男女共同参画推進ネットワーク会議の幹事として会員とともに各種活動を実施した。(参加率73.5%)	(イ)推進員の男女共同参画事業への参加を呼びかける。	(イ)参加率70%	人権課	
40	III 参画の推進 (女性活躍推進計画)	7 地域における女性活躍の場の拡大	(1) 地域活動における女性の参画の拡大	イ 女性による地域経済活性化の推進	<p>(ア)事業者交流会やヒアリングで女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に生かします。</p> <p>(イ)歴史探訪や文化講座など、女性を対象にした公民館の講座の充実を図るとともに、交流の場として活用します。</p>	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす。	(ア)1回以上	○	観光交流局と連携した事業者交流会において、女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かした。	(ア)観光交流局と連携し、事業者交流会により女性事業者の意見を聞き取り、観光施策に活かす。	(ア)1回以上	産業政策課	
						女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催	2回以上	○	公民館活動の中で年間を通じ女性を対象とした様々な講座の企画・運営を行えた。	女性対象の歴史・文化等に関する公民館講座の開催	2回以上	生涯学習課	
41	III 参画の推進 (女性活躍推進計画)	7 地域における女性活躍の場の拡大	(2) 防災分野における男女共同参画の推進	ア 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	<p>(ア)災害発生時の相談窓口に女性職員を配置し、女性への配慮を図ります。</p> <p>(イ)自主防災組織に女性役員の登用を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の整備を促進します。</p> <p>(ウ)各種訓練への参加など女性消防団による活動を促進し、市民の防災意識の向上に努めます。</p> <p>(エ)市防災会議委員における女性委員の割合を増やし、防災に関する政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画を促進します。</p>	(ア)災害発生時の相談窓口に女性職員を配置する。	(ア)ー	○	(ア)支所災害対策本部の住民係において、女性職員を配置している。	(ア)災害発生時の相談窓口に女性職員を配置する。	(ア)ー	危機管理課	
						(イ)自主防災組織結成時に女性役員の登用を周知する。	(イ)50%	(イ)自主防災組織結成時に女性役員の登用を促した。	(イ)自主防災組織結成時に女性役員の登用を周知する。	(イ)50%			
42	IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	ア 高齢者福祉施策の推進	<p>(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進を図ります。</p> <p>(イ)介護保険サービス及び多様な高齢者福祉サービスの適切な提供により、介護する家族の負担の軽減を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。</p>	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きらり教室、みとよ元気運動塾を実施する。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。	(ア)脳きらり教室延べ人数1,071人 みとよ元気運動塾延べ人数2,189人 家族介護教室参加者数5回延べ85人	△	脳きらり教室延べ人数1,510人 みとよ元気運動塾延べ2,200人 (イ)家族介護教室参加者数8回延べ100人	(ア)日常的に体を動かすことや、外に出て活動することの重要性が参加者に浸透してきた。口コミにより参加者が増加している。募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図った。 (イ)4事業所に委託。参加者の6割は利用している介護サービス事業所からの周知によるもので、その他は広報やLINE、チラシを見たり知り合いから聞いての参加だった。年齢層は20歳代から80歳代と幅広く、「他の家族の意見や交流が良かった」といった感想があり、家族の精神的な負担軽減につながった。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き継ぎ、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きらり教室、みとよ元気運動塾を実施する。参加者の募集については、広報紙、LINE、チラシにて周知啓発を図る。 (イ)委託事業所に、講話や相談、介護者同士の交流を通しての介護の悩みの共有や負担の軽減ができる場として実施できるよう依頼する。また、年齢男女問わず参加できるよう声かけしたり、広報紙、LINE、チラシ等で周知する。介護支援専門員を通じて、介護者への啓発を行う。	(ア)脳きらり教室延べ人数1,510人 みとよ元気運動塾延べ2,200人 (イ)家族介護教室参加者数8回延べ100人	介護保険課
43	IV 自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	イ 障害者福祉の推進	<p>(ア)「三豊市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、多様な障害福祉サービスの適切な提供による自立支援をはじめ、障害者の就労支援や社会参加の促進を図るなど、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に暮らす「地域共生社会」の構築を目指します。</p>	(ア)計画を効果的に推進するため、成果目標等に関する実績調査を行う。	(ア)年1回	△	令和6年3月に「三豊市障害者計画(第6期)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」を策定し、市ホームページ等で周知した。	「三豊市障害者計画(第6期)・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」の成果目標等に関する実績調査を行う。	年1回	福祉課	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課	
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値	
44	IV	自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	ウ 福祉に配慮した施設の設計	(ア)公共施設を対象とした、高齢者や障害者に優しい施設の設計についての審査・指導を行います。	高齢者や障害者に優しい施設の設計についての審査・指導	9件	○	(ア)高齢者や障害者に優しい施設の設計についての審査・指導実施件数:9件 高額中央保育所トイレ改修工事実施設計業務 JR高瀬駅周辺整備工事実施設計業務 他	(ア)高齢者や障害者に優しい施設の設計についての審査・指導	(ア)1件	建築住宅課
45	IV	自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	エ 総合的な子ども・子育て支援施策の推進	(ア)「みとよ すくすく子育てサポートプラン」に基づき、子どもが健やかに育つ環境づくりをはじめ、多様な働き方の実現と働きき方の見直しや仕事と子育ての両立支援など、総合的な子育て支援施策を計画的に推進します。 (イ)「みとよ子ども未来応援計画」に基づき、全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢と希望を持って将来を歩んでいくよう、関係機関と連携し、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進します。	(ア)現行の「みとよすくすく子育てサポートプランⅡ」を改定し、「第2期みとよ子ども未来応援計画」を関連計画として位置付ける形で、新しく「三豊市こども計画」(仮称)を策定する。また、計画策定に向けた基礎資料とするため、子育て世帯・こども若者を対象にニーズ調査を実施する。 (イ)「第2期みとよ子ども未来応援計画」に基づき、引き続き子どもを第一に考えた支援を総合的に推進する。	—	◎	(ア)三豊市子ども・子育て会議による審議や、子育て世帯・こども若者を対象としたニーズ調査の結果を反映し、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「三豊市こども計画」を策定した。 (イ)「第2期みとよ子ども未来応援計画」に基づき、各種支援を実施した。	(ア)「三豊市こども計画」に基づき全ての子どもが健やかに育つよう、子育て世帯・こども若者を対象としたニーズ調査の結果を反映し、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「三豊市こども計画」を策定した。 (イ)「第2期みとよ子ども未来応援計画」に基づき、引き続き子どもを第一に考えた支援を総合的に推進する。	—	子育て支援課
46	IV	自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	オ 生活支援の充実	(ア)パンフレットやポスター、市の広報紙やホームページ等を活用し、公的年金制度を周知するとともに、加入の促進を図ります。 (イ)隣保館で職業相談や健康相談を実施するとともに、職員は、各種研修を受講しスキルアップを図ります。 (ウ)民生委員・児童委員による心配事相談を支所単位で実施し、住民の不安の解消に努めます。	広報誌への掲載。	年6回	○	日本年金機構が作成する各種パンフレットの窓口での配布や、国民年金についての記事の広報みとよへの掲載(年6回)を実施し、年金制度の周知啓発及び手続きについての説明案内を行った。	広報誌への掲載	年6回	市民課
							(イ) ①職業相談や健康相談を実施する。 ②隣保館職員に各種研修の受講を呼びかける。	(イ) ①毎月実施 ②各種研修参加 1名×3館	○	(イ) ①市内隣保館で職業相談及び健康相談を実施した。 ②隣保館職員相談員研修等各種研修を受講した。	(イ) ①職業相談や健康相談を実施する。 ②隣保館職員相談員研修等各種研修の受講を呼びかける。	(イ) ①毎月実施 ②各種研修参加 1名×3館	人権課
							(ウ)民生委員児童委員が月1回、心配事相談を各支所単位で実施する。	(ウ)月1回	○	民生委員児童委員が月1回、心配ごと相談を各支所単位で実施した。	民生委員・児童委員が普段の見守り活動(高齢者等)の中で相談に応じる。	福祉課 (社会福祉協議会)	
47	IV	自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	カ ボランティア活動への参加促進	(ア)ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布するなど、環境保全活動を支援します。 (イ)ボランティア活動や市民活動団体の情報を収集するとともに、市の広報紙やホームページを活用して市民に広く情報を発信します。また各種ボランティア講座やセミナーを開催し、ボランティア活動への市民の参加を促進します。	(ア)ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布。	(ア)40団体	○	・ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布して支援を行った。 ・資源回収のボランティア活動に対しての補助等を行い、市民の参加を促した。	(ア)ボランティア清掃団体等へごみ袋を配布。	(ア)40団体	環境衛生課
							(イ)障害者(児)支援ボランティア活動に必要な知識、技術等を市民に習得してもらい、障害者(児)が自立した生活を営むことができるよう支援する。	(イ)障害者(児)支援ボランティア養成研修会の開催	△	社会福祉協議会に委託し実施していた「障害者(児)支援ボランティア養成支援研修会」については、市内ボランティア団体が活動中止しているため実施できなかった。 市主催の障がい者キャンペーンに、学生ボランティアサークルに参加してもらうことで視覚障害者団体との連携を図ることができた。	障がい者への支援に必要な知識・技術等を習得してもらうため、学生ボランティアサークル等に、障がい者に関わるイベント等の参加を促進する。	福祉課 (社会福祉協議会)	
48	IV	自立の支援	8 地域共生社会を目指すまちづくり	(2) 多文化共生社会の形成に向けた取組の充実	ア 國際理解と国際交流活動の推進	(ア)多様な文化や価値観を持つ外国人市民も安心して暮らせるよう、相談窓口を周知します。 (イ)児童・生徒が国際感覚を養えるよう、授業や課外授業を通じて、オンライン等を活用した海外との交流活動を実施します。	(ア)市ホームページで、外国人に対する相談窓口の周知。	(ア)1回以上	○	外国人に対する相談窓口を市ホームページ上で周知した。	(ア)引き続き、市ホームページで、外国人に対する相談窓口を周知する。	(ア)1回以上	秘書課
							(ア)かがわ外国人相談支援センターについて、ホームページに掲載する。	(ア)1回以上	○	(ア)かがわ外国人相談支援センターについて、ホームページに掲載している。	(ア)1回以上	人権課	
							オンライン、現地交流を通して、多様な文化や価値観に触れるようになります。	年1回以上	○	中学生を中心に、国際交流活動を通して、外国の文化や価値観の違いに気付くことができた。	オンライン、現地交流を通して、多様な文化や価値観に触れるようになります。	学校教育課	

No.	基本目標	基本施策	施策の方向	取組名	取組内容	令和6年度の具体的な内容・目標値		令和6年度の達成状況		令和7年度の具体的な内容・目標値		担当課
						No.	具体的な内容	具体的な目標値	実施状況(4段階)	取組内容	具体的な内容	具体的な目標値
49	IV 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	ア 生涯を通じた男女の健康支援	<p>(ア)「三豊市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、健康づくりの情報提供や相談窓口の充実、各種健康診査の内容の充実など、ライフステージに応じた心と身体の健康づくりを推進します。</p> <p>(イ)スポーツ推進員の委員や役員における女性の割合を増やすとともに、会合や行事、研修への女性の積極的な参加を促進します。</p>	(ア)①各地区健康相談の実施。 ②健康診査(特定、若年)の実施 ③女性がん検診の休日検診実施 ④女性がん検診会場での託児 ⑤歯と口の健康フェスタなどイベントでの健康づくりに関する情報発信 ⑥女性の健康に関する普及啓発。(健康教育・女性がん検診の受診勧奨) ⑦薬物やアルコール、たばこが健康に及ぼす影響についての周知	(ア)①80回 ②受診率(特定:46.0%、若年:20.0%) ③3回 ④4回 ⑤2回 ⑥健康教育4回・受診勧奨2000名(延べ) ⑦薬物やアルコール、たばこが健康に及ぼす影響についての周知	◎	(ア)①84回 ②受診率(特定:47.4%(速報値)、若年:18.0%) ③3回 ④4回 ⑤5回 ⑥健康教育4回・受診勧奨2000名(延べ) ⑦がん検診時(9~11月/1会場)で、肺がん予防の普及啓発。(健康教育・女性がん検診の受診勧奨) ⑧薬物やアルコール、たばこが健康に及ぼす影響についての周知。	(ア)①各地区健康相談の実施。 ②健康診査(特定、若年)の実施。 ③女性がん検診の休日検診実施 ④女性がん検診会場での託児。 ⑤歯と口の健康フェスタなどイベントでの健康づくりに関する情報発信。 ⑥女性の健康に関する普及啓発。(健康教育・女性がん検診の受診勧奨) ⑦薬物やアルコール、たばこが健康に及ぼす影響についての周知。	(ア)①80回 ②受診率(特定:47.0%、若年:20.0%) ③3回 ④4回 ⑤3回 ⑥健康教育2回以上・受診勧奨約1500名 ⑦1回以上	健康課
						(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きらり教室、みとよ元気運動塾を実施する。参加者の募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図る。	(ア)脳きらり教室延べ人数1,071人 みとよ元気運動塾延べ人数2,189人	△	(ア)日常的に体を動かすことや、外に出て活動することの重要性が参加者に浸透してきた。口コミにより参加者が増大している。募集については、広報紙、チラシにて周知啓発を図った。	(ア)「三豊市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き、高齢者がいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防事業として、脳きらり教室、みとよ元気運動塾延べ2,200人	(ア)脳きらり教室延べ人数1,510人 みとよ元気運動塾延べ2,200人	介護保険課
						(イ)県や三豊市で開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進する。		○	(イ)県障害者スポーツ大会(9月開催)、市障害者スポーツ大会(10月開催)への参加を促進した。また、(社法)かがわ総合リハビリテーション事業団に委託し、「楽しくスポーツ教室(年12回)」「三豊市障がい者卓球大会」「カヌー体験会inみとよ」を開催した。	(イ)県や三豊市で開催している障害のある人のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加を促進する。		福祉課
						(イ)女性委員の会合や行事、研修への積極的な参加を促進する。	(イ)参加者延65人以上	◎	(イ)研修年6回(参加者:延べ28人) 行事年11回(参加者:延べ48人)	(イ)女性委員の会合や行事、研修への積極的な参加を促進する。	(イ)参加者延65人以上	スポーツ振興課
50	IV 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援	イ 性と生殖に関する権利の確立	(ア)学校だより等を活用して、学校での取組を発信します。また養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を推進するとともに、必要に応じて相談機関につなぎます。 (イ)「生命と性」に携わる職に就く人を特別講師に招いた講演会や養護教諭による性教育の授業を実施します。	授業での取り組みを家庭に発信するとともに、教育相談活動を充実させる。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。 県事業「いのちのせんせい」の授業を通して、「生命と性」に関する教育を実施する。	年間を通して実施年1回以上	○	学校だより等を活用し、学校での取り組みを発信した。また、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動を推進し、必要に応じて関係機関につなぐことができた。 県事業「いのちのせんせい」の授業を通して、「生命と性」に携わる人を講師として招き、講演会を行ったり、学級担任・養護教諭が性教育の授業を実施した。	授業での取り組みを家庭に発信するとともに、教育相談活動を充実させる。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。 県事業「いのちのせんせい」の授業を通して、「生命と性」に関する教育を実施する。	年間を通して実施年1回以上	学校教育課
51	IV 自立の支援	9 生涯にわたる健康づくりへの支援	(2) 妊娠から子育てへの切れ目ない支援の充実	ア 母子保健の充実	(ア)「みとよすくすく子育てサポートプラン」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組みます。 (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努めます。 (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行い、女性の主体的な避妊や性感染症予防に関する正しい知識の啓発を推進します。 (エ)市の広報紙やホームページを活用して、不妊治療に関する事業や相談機関を周知します。 (オ)配偶者(パートナー)と共に参加できる母子保健事業を推進します。	(ア)こども家庭センターを設置し、「みとよすくすく子育てサポートプランⅡ」に基づき、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組む。 (イ)母子手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努める。 (ウ)乳幼児全戸訪問時に全産婦に受胎調節についての説明を行う。また、HP等で性感染症予防に関する正しい知識の啓発を行う。 (エ)不妊治療費の助成事業について、市広報誌及びHPに引き続き掲載したり、県内の特定不妊治療実施医療機関に市の助成事業のチラシを送付し、不妊治療に関する事業や相談機関を周知する。 (オ)配偶者(パートナー)と共に参加できる母子保健事業を推進する。	(イ. ウ)280件/年 (オ)4回/年	◎	(ア)妊娠期には、すべての妊婦に対して妊娠8か月相談の案内を行い、91.4%の妊婦と面談を実施している。出産後には、全戸乳児家庭訪問を行っている。また、産後の心身の不調がある場合には、産後ケア事業など必要なサービスにつなげる支援を行った。 (イ)母子健康手帳交付時に全妊婦へ保健指導を行い、必要に応じて支援プランを作成して早期から支援している。医療機関等と連携し、妊娠期からの支援体制を整え、対応した。 (ウ)乳児家庭全戸訪問時に、すべての産婦に対して受胎調節に関する説明を実施している。また、県内で梅毒感染者が増加している状況を受け、配偶者やパートナーに対する性感染症予防の啓発も併せて行った。 (エ)不妊治療費の助成事業について、市広報誌及びHPに引き続き掲載したり、県内の特定不妊治療実施医療機関に市の助成事業のチラシを送付し、不妊治療に関する事業や相談機関を周知した。 (オ)配偶者(パートナー)と共に参加できる母子保健事業を推進する。 (イ)こども家庭センターを設置し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組む。 (イ)母子健康手帳発行時に、全ての妊婦に保健指導を行うとともに、必要に応じて支援プランを作成し、医療機関等と連携し、支援体制の充実に努める。 (ウ)乳児家庭全戸訪問時に、すべての産婦に対して受胎調節についての説明を行う。また、県内で梅毒感染者が増加している状況を受け、配偶者やパートナーに対する性感染症予防の啓発を行った。 (エ)不妊治療費の助成事業について、市広報誌及びHPに引き続き掲載したり、県内の特定不妊治療実施医療機関に市の助成事業のチラシを送付し、不妊治療に関する事業や相談機関を周知する。	(イ. ウ)270件/年 (オ)4回/年	子育て支援課	